

令和2年11月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和2年11月5日(木)午後6時から午後6時49分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第59号) 令和2年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正  
について(教育局)

日程第 2 (議案第60号) 動産の取得について(学校教育部)

日程第 3 (議案第61号) 相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条  
例について

日程第 4 (議案第62号) 相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部  
を改正する条例について

出席した教育長及び委員(5名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 白 石 卓 之

欠席した委員(1名)

委 員 宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小 林 輝 明 教育環境部長 井 上 隆

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 大 貫 未 広

教 育 局 参 事 佐 野 強 史 教育総務室担当課長 藤 波 健 二  
兼教育総務室長 (総務企画班)

教育総務室担当課長 (人事給与班)	磯見学俊	教育総務室副主幹	境賢
教育総務室主査	的場秀剛	学校保健課 総括副主幹(保健班)	斎藤忠夫
学校施設課長	栄宏海	教職員人事課長	渡部賢一
教育センター所長	浅倉勲	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	太田修二
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島崎順崇	教育総務室主事	甚野栄美

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で定足数に達しております。

なお、本日、宇田川委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

令和 2 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 59 号、「令和 2 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

○井上教育環境部長 議案第 59 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和 2 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

議案第 59 号、別紙、令和 2 年度相模原市一般会計補正予算 第 10 号 教育委員会所掌分の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に関わる総務費の補正についてご説明申し上げます。

「款 10 総務費」、「項 5 総務管理費」、「目 76 防災対策費」でございますが、大規模災害時における新型コロナウイルス感染症や熱中症などの複合災害対策を強化するため、小中学校の屋内運動場にエアコンの設置を試験的に行うものでございます。

次に、教育費の補正についてご説明申し上げます。

「款 50 教育費」でございますが、補正前の歳出予算額 521 億 5,862 万円に 9 億 1,664 万円を増額し、計 530 億 7,526 万円とするものでございます。

次に、補正の主な内容でございます。

「項 5 教育総務費」、「目 10 事務局費」でございますが、説明欄 1、職員給与費につきましては、非常勤講師の任用数の増加等に伴い、1 億 4,597 万円を増額するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、市立中学校等の修学旅行中止に伴う取消料について金額の確定に伴い、1,346万円を減額するとともに、財源更正を行うものでございます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」及び、8ページの「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、それぞれの説明欄1、職員給与費につきまして、常勤代替職員の任用数の減や臨時休業等及び追加費率等の変更により、給料等や共済組合市負担金に執行残が生じたため、小学校費を2億7,670万円、中学校費を9,000万円減額するものでございます。

それぞれの説明欄2、小学校維持管理費及び中学校維持管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症等の感染リスク低減を図るため、学校における手洗い場の水洗を自動水洗へ交換するに当たり、小学校費を1億9,351万円、中学校費を1億603万円増額するものでございます。

それぞれの説明欄3、学校情報教育推進事業につきましては、児童生徒1人1台タブレット端末環境を最大限活用するため、教員用タブレット端末を整備するに当たり、小学校費を4,306万円、中学校費を2,484万円増額するものでございます。

「項10 小学校費」、「目20 学校建設費」及び「項15 中学校費」、「目20 学校建設費」でございますが、それぞれの説明欄1、小学校校舎改造事業及び中学校校舎改造事業につきましては、校舎の長寿命化改修を行うに当たり、小学校費を2億2,830万円、中学校費を4億1,030万円増額するものでございます。

それぞれの説明欄2(1)トイレ整備事業につきましては、学校トイレ整備を行うに当たり、小学校費用4,390万円、中学校費を1億70万円増額するものでございます。

「項18 幼稚園費」、「目5 幼稚園費」でございますが、説明欄1、幼稚園維持補修費につきまして、市立幼稚園2園における新型コロナウイルス感染症対策としての施設環境の改善を行うに当たり、18万円を増額するものでございます。

次に、関連する歳入につきましてご説明申し上げます。4ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目5 総務費国庫補助金」でございますが、自動水洗への交換や教員用タブレット端末等の整備等を行うに当たり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込むものでございます。

「款90 市債」、「項5 市債」、「目40 教育債」の「節5 小学校整備債」及

び「節10 中学校整備債」でございますが、校舎の長寿命化改修及び学校トイレの整備を行うに当たり、緊急防災減災事業債を起債するものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。1ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款50 教育費」の「項10 小学校費」から「項20 社会教育費」までの各事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから令和3年度への繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。

児童の健康診断経費及び生徒健康診断経費につきましては、学校保健安全法の規定に基づく尿検査の業務委託について、令和2年度における早期の着手を図るため、令和2年度から3年度にかけての債務負担行為の上限額を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

教育債でございますが、小学校整備費及び中学校整備費に係る起債額を増額するものでございます。

以上で第59号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 いくつかお願いします。まず、体育館のエアコンを試験的にというお話で、全員が毎回、熱望していたところかと思いますが、この試験的にというところを勘案して、その規模と、あと今後の見通しがもし、分かれば1点教えてください。

そしてあと、水道をオート化というのでしょうか。その辺の工事の規模、またトイレの整備事業の話がありましたけど、これは何個ぐらい行われて、要は市内全体の達成率と言ったらいいのでしょうか、その辺も伺えたらと考えております。よろしくお願いいたします。

栄学校施設課長 体育館、屋内運動場のエアコンの件でございますけれども、こちら複合災害対策ということで、避難所としての役目と熱中症対策、分散避難、環境改善が大きな目的でございます。

現在、昨年度の東日本台風の避難者数を基に学校施設の構造や改修状況等を勘案して、各区で2校を想定対象施設として計6校、市長部局で精査中というところでございます。

今後についてですが、試験導入でございますので、整備方針等については未定だということでございます。

次に自動水洗化でございますが、規模的には学校の廊下の流し、それからトイレの中の流しに設置するのですが、数で言いますと、廊下については全校で2,509箇所。またトイレにつきましては全校で4,238箇所。廊下については特に学校の児童生徒数等を勘案し、必要に応じた水洗数を設置していく形です。トイレについては、原則、全箇所設置をするというような考え方ございます。

また、トイレの整備についてでございますが、令和元年度末時点での進捗率は、ドライ化としては76%、和式から洋式化した率については56%という状況でございます。小泉教育長職務代理者 特に体育館のエアコン設置であるとか自動水洗化というのは、今後さらに必須と言いますか、withコロナじゃないですけど、そういうところも勘案して、また地球温暖化という、子どもたちの学習環境という意味でも、今まで体育館は結構置かれていたところもありますので、ただ、これは国の予算的なところもあるかと思うのですが、前向きに進めていただけたらなと思っております。

白石委員 今の水洗化の関係で、学校の外にも手洗い場があるかと思いますが、それは特に今までどおりなのでしょうか。

栄学校施設課長 外については、基本的には今までどおりというところでございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第59号、「令和2年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第59号は可決されました。

#### 動産の取得について

鈴木教育長 次に日程2、議案第60号、「動産の取得について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第60号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、GIGAスクール構想の実現に向けた相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校への学習用タブレットPC機器等の整備に係る動産の取得について、相模原市長が

ら意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

別紙中段、2品名及び数量から4取得価額までをご覧ください。

本件は、学習用タブレットPC機器1万7,287台等を株式会社JMC相模原支店から7億7,393万8,990円で取得するものでございます。

物品の取得の概要、相手方の概要及び入札状況につきましては、別紙2ページ目以降に記載のとおりでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 すみません。初歩的な質問になりますけど、1万7,287台の内訳と言いますか、どうしてこういう数字が出たのか。それとメディアストリーミング用デバイス1,360台、マウス3,500台というところの理由というか、こういう数字でこうですよと教えていただけたらありがたいです。

浅倉教育センター所長 タブレット端末の1万7,287台の根拠ですが、これは国の補助事業の基準となっておりますのが令和元年5月1日時点の児童生徒数ということで、本市の児童生徒数が5万1,859名というこの基準になりますので、その3分の1にあたる台数の購入ということになりました。

それから、メディアストリーミング用デバイスと申しますのは、タブレット端末の画面を大型テレビに無線で提示する機能を持っている機器でございます。これは学習を行う教室分というのが元になった1,360台でございます。また、マウス3,500台につきましては、小学校におきましては普通教室での学習に様変わりしていくわけですので、これまでPC教室で行っていたマウスを活用した授業、これはもう身につけるべき資質になりますけれども、これを体験するためにPC教室であった程度の台数ということで、1学級が学習できる分を購入するということではじき出した数字が3,500台という形になります。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 特にマウスは1クラス掛ける学校数、そのような感じになるのですか。

浅倉教育センター所長 それが基準になりまして、あとは学校規模等によって算出したも

のでございます。

小泉教育長職務代理者 あとは今、3分の1というお話ですから、あと3分の2は今後、追加でという形、これからの計画的な話だと。

鈴木教育長 少し補足いたしますと、今回G I G Aスクール構想の中で、国が打ち出したのが経済対策も含めて3分の2を全額、国の補助金でみますよと。

その次に、では残りの3分の1は自治体の負担でということで、国から臨時交付金が来たので、この3分の1について、ここで計上しておりまして、既に3分の2につきましては、もう学校に納品されていて、それが終わる段階。その辺のスケジュール感の説明をいただければ。

浅倉教育センター所長 説明が不足しておりました。申し訳ございません。

児童生徒数の3分の2にあたる台数につきましては、5月補正で承認いただきまして、最高学年にあたる小6、中3を優先しつつ導入が進んでいるところでございます。

また、今回につきましては12月に取得について承認をいただいた上で、今年度中に納品、今年度末には全児童生徒分が納品されるというスケジュールでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 ということで、ここで児童生徒1人1台環境ができるのですが、教員の分がないので、先ほどの補正で教員の分をさらに追加をお願いしていると。こういうスケジュール感でいっています。

白石委員 1つだけ教えてください。これは約で割りますと、1台あたり4万5,000円弱ぐらいになるのかなと思うのですが、これはあくまでもハードの、機械の値段になるのでしょうか。その内容、コンテンツ的な部分は独自につくられるというようなイメージでよろしいでしょうか。

浅倉教育センター所長 ご質問をいただきましたように、これは機器のみ補助事業ということですので、ソフトウェアの部分については、また別途ということで今後、検討しているところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 他に質疑、よろしいですか。

これより採決を行います。

議案第60号、「動産の取得について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第60号は可決されました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

(休憩・18:21～18:22)

相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について

鈴木教育長 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程3、議案第61号、「相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について」及び日程4、議案第62号、「相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

佐野教育総務室長 議案第61号及び議案第62号についてご説明申し上げます。

はじめに、提案の理由についてでございますが、議案第61号につきましては、学校における体育に関する事務を除き、スポーツに関する事務を市長が管理し、執行することとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育に関する事務の職務権限の特例について所要の定めをすることについて、同法第29条の規定により市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

次に、議案第62号につきましては、スポーツに関する事務を市長が管理し、執行することに伴い、職員の定数に係る規定及び市民局の事務分掌に係る規定を改正することについて、同じく市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料の最後でございます議案第61号・議案第62号参考資料をご覧くださいと存じます。

今回、提案いたしました、スポーツに関する事務の移管について説明いたします。

はじめに、移管の目的でございますが、市民と行政とが連携・協働し、誰もが生涯にわたって様々な形でスポーツに関わることができる環境づくりや、地域特性・スポーツ資源を活用した本市の魅力の発信、経済・地域の活性化などに向けた取組の充実を図るなど、「スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現」に向けた取組を市

全体として更に推進するため、教育委員会から市民局へスポーツに関する事務を移管するものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項では、地方公共団体は条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務を管理執行することができるものと定められており、今回、その規定に基づき新たな条例を制定するものでございます。

次に、(1)の移管する主な事務についてでございますが、学校体育を除くスポーツ全般的な事務となっております。相模原市行政組織条例を改正することにより、スポーツに関する事務を市民局の事務分掌と位置付けます。

次に、(2)の職員規模についてでございますが、現在のスポーツ課の定数26名を、今回提案しております定数条例の改正により、教育委員会から市長部局へ移すことを予定してございます。

次に、(3)の重点的に取り組む項目についてでございますが、アの働き盛り・子育て世代、高齢者、障害のある人などがスポーツをする機会の充実や、イのスポーツを通じた良好な都市イメージの醸成・発信などアからオまでの5項目を挙げております。

次に、(4)の今後のスケジュールについてでございますが、組織の詳細につきましては今後さらに検討を進め、令和3年2月に公表する予定となっております。

最後に、施行期日についてでございますが、全て令和3年4月1日とするものでございます。

以上で議案第61号及び議案第62号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 今まで教育委員会だったのが、市長部局に移管、移ることによって、何かこういうことがさらに加わるとか、こういうことをやっていくとかという、新たなものは何かあるのでしょうか。

佐野教育総務室長 今回の移管によりまして、新たなものというものは特にございませんけれども、これまでスポーツを通したまちづくりですとか、地域づくりこういったものにつきましては、確かに教育委員会から市長部局への働きかけによりまして、連携をしながら取り組むことができるものではありましたけれども、今後、やはりまちづくりとか、シ

ビックプライドの醸成、こういった視点での取組を市長部局の方が先頭に立って行えるということで、さらに推進力が高まると言いますか、そういったことにつながるものと考えているものでございます。

白石委員 1点だけちょっと気になっていることがあります、今はスポーツ推進委員という方が地域にはいらっしゃって、二百数十名いらっしゃるかなと思うのですが、その方々の推薦に関して、地域の公民館長が推薦をしておるかと思えます。

前に青少年指導員という方がやはり地域の中でいらっしゃるのですが、教育委員会から市長部局に移ったときに、公民館長の中には、教育委員会から所管が変わったのになぜまた、教育機関である公民館の館長が推薦しなければいけないのだというようなことを言う方がいらっしゃいました。

また、これも同じような話で、恐らく青少年指導員もスポーツ推進員も公民館活動とか地域振興の中で、欠かせない方たちですので、やはり必要な方だと思うのですが、その辺、よく公民館長の皆さんにも今後、説明と言いますか、していった方がスムーズに移行ができるのではないかと思いますので、その辺、何かこのように考えているというのがございましたらお願いいたします。

佐野教育総務室長 今回の移管によりまして、これまでスポーツ課が所管していた事務につきましては、基本的に大きく変わるものではございませんで、今、委員がおっしゃいましたスポーツ推進委員の推薦などにつきましても、これまでどおり公民館長の推薦によって、今後もそういった形で続けていくものと承知しております。

ただ、今、委員がおっしゃったとおり、今回、このスポーツ課の移管というのがある意味、ちょっと急遽決まった部分がございますので、今後、先ほど申しましたように、詳細が分かります来年の2月までには、そうした部分も含めまして、公民館ですとか、あるいは今、実際にスポーツを担っている各種団体等にも、丁寧に説明等をしていきたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 学校における体育に関する事務を除くという括弧書きがありましたけども、具体的にどういうものが残って、今後、調整をするのかと思うのですが、それはどこが所管していくのかなというのがちょっと見えないので教えていただけたらと思います。

佐野教育総務室長 まず、この法律で言います学校における体育というのは、いわゆる教育課程に基づくものでございます。

また、それに付随した、部活動の対外試合など、教育活動の一環として行われるもの、こういったものも引き続き、学校、教育委員会が取り組んでいくものでございます。

ですので、それ以外の部分、先ほど言いました例えばスポーツを通したまちづくりですとか、あるいは高齢者スポーツ、あるいは市長部局で行っております障害者のスポーツ、こういったものなども、今後、一体的に取り組んでいくものと考えております。

小泉教育長職務代理者 要は、部活動などは例えばの話、スポーツ課がやっていたわけではないですよ。なので、今までやっていたところはそのまま残してという、そういう解釈でよろしいのですよね。

佐野教育総務室長 今、委員がおっしゃったとおりでございます。

平岩委員 今のお話から言っていたスポーツを通したまちづくりなど、大変やりやすくなる場所があるということなのですが、反対に移すことによって、ここは少ししっかりと検討していかなければいけないとか、そういった事項があるのでしたら教えていただきたいと思います。

佐野教育総務室長 もし課題と申しますか、強いて挙げるとすれば、今後、このスポーツ課の移管によりまして、これまでは教育委員会におきまして点検評価を行っていた部分が対象から外れることになります。

しかしながらスポーツ課が今、基本としておりますスポーツ推進計画につきましては、この進行管理は市のスポーツ推進審議会で行うものとしておりまして、推進員のメンバーの中には、学校関係者も含まれておりますことから、いわゆる連携という部分では、これまでと同様になされて、そういった中で検証しつつ課題があれば改善していくと考えております。

岩田委員 今の説明を聞くと、まちづくりとか、そういうことのためにスポーツ課を移した方がよかった、今までも連携できていたけど、まちづくりとかスポーツを使っただけのまちづくりとかもあるので、移すことにしますと。

質問として戻すと、移さないでよくと何が一番やりづらかったとか、何か、こういった理由で移すのですよというところを、もう1度教えていただけるといいのかなと。

佐野教育総務室長 やはり特に地域づくりですとか、まちづくりの賑わいづくり、あるいはスポーツを通じたシティセールスですとか、当然教育委員会としても取り組めることができるものではございますけれども、そもそも教育委員会の所掌といたしましては、そういった部分よりも、あくまでも教育的な観点からの推進でございまして、そういったまち

づくり、あるいはそのシビックプライドの醸成といったものについては、そもそも市長が専管としてやるべき事項でございますので、よりそういった意味では、推進しやすくなるというふうな部分だと思います。

岩田委員 逆に、まちづくりのところで、スポーツだけでまちづくりをするわけではなくて、いろいろなところでまちづくりをしていくときに、このスポーツだけがこの所管に入らなかったという理解でいいのでしょうか。ほかのいろいろなファクターでまちづくりというのがあると思うのですが、たまたまスポーツのところだけが入ってなくてというので、今回、スポーツも入ることで、全部のいろいろなまちづくりのときの、ほかの例えば、観光でまちづくりだとか、商店街でとか、いろいろなところがあるのだけれども、スポーツだけが入ってなかったということなのでしょうか。

鈴木教育長 なかなか、そこは本当に難しいところで、権限的には市長と教育委員会という仕組みがあって、原則的には市長は教育委員会の事務に対して、命令はできません。

そういう中で、もともと法律で、自治体の条例によって、スポーツについては首長の方で所掌してもいいですよという流れの中で、政令市20市中19市、昨年、名古屋市が市長部局に移しましたので、相模原市だけが教育委員会を持っているのです。教育委員会が持っていること自体は悪いことではないのですが、市長が「私はこれを学校と一緒にスポーツをこういうふうにしたいのだ」と言ったときには、総合教育会議等で協議をした上で、教育委員会が執行すると。それが今度、特例で市長の下でスポーツ行政をやるとなったときには、首長の意向でそういうスポーツの事務を執行することができる。

ただ、先ほど話が出た、学校における体育に関する事務というのは、やはり教育の中立性が求められますので、これ自体を首長に渡すことは当然できませんので、それはあくまでも教育委員会の執行に係る事務。平たく言うと、首長がスポーツについても自分の意向に沿った形で執行はできる、より向上させることができると思ったら自分の下でやりたいと、こういうお話になるかなと思います。

なかなかちょっと、すっきりはしないところなのですけど。

岩田委員 市民スポーツみたいなところは、今の説明でいくと、手続的なこととして、学校教育のところは教育委員会に残して、市民スポーツのところは市長のところにということで、でも、やっぱり連続性のあることだと思いますので、そういうときに、まちづくりのために市民スポーツはこうであっても、というときの何かブレーキのようなもの、どのような手続になっていくのですかね。

鈴木教育長 ブレーキですか。

岩田委員 教育委員会としても言えるものではないのか、こういう手続をすると、市長がこっち向きでその市民スポーツをまちづくりのために、こう使いたいとか、このようにしたいというときに、いや、でもそれは市民スポーツであったとしても、教育委員会の立場とか、教育の立場から見たときにはこうでなくて、こっちではないですかみたいなことはアドバイスか何かできるのか。

鈴木教育長 そういう場合は、今度予定している総合教育会議がその場ですね。あまり間違った方向に行くようなことは少ないかなとは思いますが。

最近、ご承知のとおりホームタウンチームですとか、ちょっと従前の体育と離れたところでいろいろな取組が出てきていますので、そういうホームタウンチームがいろいろな地域と連携をしながら相模原市のシビックプライドをつくっていきこうよという中の一環とご理解いただければいいかなと思います。

白石委員 今、スポーツ課のやっている部分の中で、地域総合型スポーツクラブの運営というか支援というか、そういう部分もあるかと思うのですが、そこも一緒に市長部局の方のスポーツ課が担うということによろしいでしょうか。

佐野教育総務室長 委員がおっしゃるとおりでございます。

先ほど申しましたように、今現在、スポーツ課が担っている事務については、基本的には、全部そのまま市民局の方に移管されるところでございます。イメージとしては、スポーツ課はそのままそっくり部局が変わるといようなイメージになると思います。

白石委員 あと、いわゆる相模原市体育協会とか、各種種目協会、それからその下にスポーツ少年団とかがあるかと思うのですが、その辺とのかかわりとか、影響とかは何かありますでしょうか。

佐野教育総務室長 先ほどもありましたとおり、そういった関係する団体にもこれから丁寧に、今回の説明等をしていかななくてはいけないのかなと思っております。

今回、所管するスポーツ課自体がなくなるわけではございませんで、先ほど申しましたとおり、教育委員会から市長部局に移るということで、確かにいろいろな申請ですとか、いわゆる許可権者が市長になるのか、それとも教育委員会の権限ではあるけれど補助執行として市長の方に移管するのかというのは、これから検討、調整したいと思うのですが、基本的には影響が最も出ないような形で、スムーズに移管できるようなことを今、調整をとっているところでございます。

白石委員 最後に、今実際に地域の中で、いわゆる公民館の中で、体育事業、いわゆる社会体育の部分として、各種体育事業をやっていますけども、その辺のいわゆる社会体育的な部分などは地域の社会教育施設である公民館などで、今後も同じように行うことについては、なんら問題ないということによろしいでしょうか。

佐野教育総務室長 委員のおっしゃるとおり、引き続き、社会体育につきましては、公民館等を中心として実施していくものと考えております。

鈴木教育長 いろいろお話をいただきました。懸念もあるかと思えます。

ちょっと私の方で懸念しているのが、学校開放が教育委員会でなくて、首長になったときに「いやいや、もう貸さないよ」と言われることがあるかどうか、その辺は丁寧に説明していきたいなと思っています。

よろしいですか。他に質疑、ご意見等ございませんか。

ありませんので、これより採決を行います。

はじめに、議案第61号、「相模原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について」を、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第61号は可決されました。

次に、議案第62号、「相模原市職員定数条例及び相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について」を、原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第62号は可決されました。

なお、本日も審議いただきました事務の移管に係る条例につきましては、法に基づき、今後、相模原市議会から教育委員会の意見を改めて聞かれることとなりますが、本日も審議いただいた内容と同じですので、同意している旨、私から回答させていただきます。

それでは、ここで前回定例会後、約1カ月間における私の活動状況等についてご報告いたします。

10月21日、自民党相模原市議団より令和3年度政策提言書を受け取りました。

また、10月22日、市内選出県議会議員との市政懇談会ということで、本市から県への予算、あるいは制度に関する要望についての説明、それから協力の依頼をしたところでございます。

10月25日、さがみ風っ子教師塾の開講式。昨年は三十数名でしたが、今年は50名

の塾生が来られました。

同じ日に相模原ドリームマッチ2020ということで、元日本代表選手チームと市内選抜の中学3年生のU-15で行われましたが、結果としては4-0で、コテンパンに負けてしまいました。やはりプロの方は上手です。でも、出る前に3年生に話を聞いたら、緊張しているという感じでしたけど、終わった後は、本当にこんな素晴らしいところで、なおかつ液晶のモニターというのですか、画面に自分の顔が出たり、あるいは観客の方が大勢いた中で、試合ができたというのは一生の思い出になると、こういうお話がございました。

それから11月2日、神奈川県都市教育長協議会の臨時総会が秦野市でございました。どこの教育長もやはり今回のコロナの一斉休校による影響、子どもたちの顔が若干、やや暗いかなと。そこに対して、今いろいろ取組を進めているという報告をいただいて、また来年度に非常に税収が厳しいという話も聞いているので、教育に対する影響を懸念しているというお話がございました。

11月5日、今日ですね。WEリーグにノジマステラ神奈川相模原が参入することで、WEリーグの岡島チェアほか役員の方が市長を表敬訪問した際、同席させていただいて、WEリーグとして頑張っていきたいというお話をいただきました。

以上になります。

では、ここで次回の会議予定を確認いたします。次回は、12月25日、金曜日、午前9時30分から第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は12月25日、金曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会します。ありがとうございました

閉 会

午後6時49分 閉会